

# Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

## 核兵器・核実験モニター

412

12/11/15

毎月2回1日、15日発行  
1996年4月23日  
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーンビル1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

## オーストリアなどの新決議を採択

### 核軍縮の停滞打破へ望みをつなぐ

### —反対は中国以外の核兵器国のみ

国連総会  
第1委員会

第67回国連総会第1委員会(軍縮・国際安全保障)が閉幕した。今年は59の決議が採択されたが、その中でもっとも注目されるのはオーストリア、メキシコ、ノルウェーなど16か国が提案した決議である。同決議は核軍縮の全般的停滞を打破することを目指す作業グループの設置という斬新な内容を含むものである。P5(NPT核兵器国)のうち米、英、ロ、仏は反対、中国は棄権した。一方で、全ての核兵器国を含め、同決議の多くの賛成国が兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)をジュネーブ軍縮会議(CD)と並行の別枠で議論する決議にも同意するなど、問題や過程は複雑化している。

### オーストリア等の決議案

オーストリア、メキシコ、ノルウェーの3か国を最初の提案国(その後提案国は16に拡大)とする決議案「多国間核軍縮交渉を前進させる」(A/C.1/67/L.46)(3ページ資料1に全訳。以下「L46決議案」)の主文には以下の条項が含まれている。①多国間核軍縮交渉を前進させるための期限を設けない作業グループを設立する(第1節)、②同作業グループは13年中に、ジュネーブで最大15労働日の会期で開催する(第2節)、③同作業グループは次回総会に作業報告書を提出する(第3節)。

同決議案は10月10日の一般演説でオーストリア代表が述べた(本誌前号参照)「多国間軍縮議論の場の停滞を脱却する方法を見出すため」の「革新的アプローチ」を具現するものとして起草、提案された。これはジュネーブ軍縮会議(CD)の近年の停滞を含む核軍縮交渉の全体的停滞を打破することを目指すものである。

オーストリア等3か国は、昨年(第66回総会)にも同じ問題意識にたった決議案<sup>1</sup>を提出したが、採択されるように原案の内容を薄めるためには準備期間が足りないと考え、投票に付することを

断念した。この経緯を踏まえ、今年の決議案では、①CDを否定する意図がないことを明確にし、②作業グループを核軍縮に関するものに絞り、宇宙における軍備競争の防止のための作業グループの設置案を外し、③作業グループの目的を「核軍縮交渉を前進させるための諸提案を作る」と包括的表現に留めるという変更を加えた。

昨年と比較したとき、決議内容の最も重要な変化は③にあると考えられる。昨年の案では、核軍縮を扱う作業グループに3つの優先課題を明記していた。核軍縮及び核兵器のない世界の実現、消極的安全保障のための国際的取極め、FMCTの交

#### 今号の内容

#### 国連総会で「核軍縮」新決議

<資料>オーストリア決議/NAC決議

#### 【連載】スコットランド

#### 独立住民投票とトライデント

(1) 英政府、投票実施に同意

【連載】被爆地の一角から(67)

「米『知日派』の正体」 土山秀夫

渉の3つである。しかし、今回は3つの優先課題を列記しないことによって、第1の問題を他と並行すべき優先課題であるとする立場に反対の立場、たとえば日本のように、まずは「FMCTからステップ・バイ・ステップに」という立場と矛盾しない可能性が生まれた。

11月1日のテーマ別討論(軍縮機構)において、ノルウェー代表は同決議案の提案目的を、核兵器のない世界をめぐる自由で透明な討論の場を造ることであり、そのためには「新たなアイデアと新鮮な空気が必要とされている」とした上で、CDの外に作業グループを設置することに対する反対論に対して、次のように説明した<sup>2</sup>。「現在の多国間機構には全く問題がなく、根本的な問題は政治的意志の欠如にあるという主張がある。実際には、今委員会で発表されている多くの演説の例が証明しているように、かなり多くの政治的意志が存在している。しかし、我々は、10年以上も待ちながら相当な資源を使って努力を重ねてきたにもかかわらず、未だにどんな変化も目にしていない。」

同日メキシコ代表によって口頭修正された決議案が採決に付され、賛成133、反対4、棄権35の投票結果で採択された。

## 米、英、仏の反対理由

この決議案にNPT核兵器国(P5)のうち米、ロ、英、仏の4か国は反対、中国は棄権票を投じた。米、英、仏は11月6日、投票理由説明<sup>3</sup>を共同で発表し、「既存の討論の場の外側で核軍縮交渉を進展させようとするこの決議には殆ど価値がない。(中略)この決議案、作業グループの設立、そしてそれが生み出すどんな結果も支持できない」と強く反対を表明した。

これ以外にも3か国は次のような反対理由を挙げた。①決議案は、関連問題を扱うための国連軍縮委員会(UNDC)とCDのような既存の機構の停滞の原因に対処するどころか、むしろ回避しようとしている、②核不拡散条約(NPT)の枠組みとの整合性に問題があり、2010年の合意や2015年再検討会議に向けた弾みを危険にさらす恐れがある、③NPTが3つの柱をバランス良く取り扱っている反面、この新しいプロセスは核軍縮だけに偏っている、④作業グループの手順の規則や方法などについて重大な懸念が持たれる、⑤厳しい財政環境を考えると、決議履行が与える予算上の影響が懸念される。

10月17日のテーマ別討論(核兵器)において、米国のローラ・ケネディ軍縮大使は、兵器用核分裂性物質禁止条約(FMCT)の交渉をCDにおいて行う方法についてP5が議論してきたことを紹介した上で、次のように述べた。「核兵器のない世界

を達成するための代案となる総合的アプローチの要求が出ている。目指すところは同じであるが、根本的などころでこのアプローチに同意できない。軍縮は誰もが知るように困難な仕事である。近道はないしステップ・バイ・ステップ・アプローチの他に実際的な代案はない。一気にすべてを達成しようとするより現実的な努力がおろそかになる。このような理由で、核軍縮を扱う新しい国連機構を設立しようとする提案を我々は支持しない。このような機構は決して現状より良いものにならない<sup>4</sup>。

フランスのジャン＝ユグ・シモン・ミシェル軍縮代表部大使は11月1日、次のようにFMCTが優先課題でありその交渉はCD内部で行われるべきであると主張した。「我々は皆、次の段階に進むことに問題があるということ認識している。大量破壊兵器を考える際、論理的な次の段階はFMCTの交渉であるだろう。(中略)FMCT交渉の開始を現実的に促進する方法を必ず見つけなければならない。そしてフランスにとって、FMCT交渉は最終的にCDの場で行われるべきである。」<sup>5</sup>

## 複雑化した問題と過程

一方、ロシアのミハイル・ウリヤノフ外務省安全保障・軍縮局長は、CDにおける4つの主要議題に関する作業をバランスよく「同時」に進めることを求めた上で次のように述べた。「改革の試みは、現在の構造を破壊する可能性がある。更に、それらは現在の3つの軍縮交渉機構(CD、UNDC、第1委員会)より効果的かつ新しいものを生み出すという保障もできない。」

中国は、棄権を選択したが、賛成できない理由について「作業グループを設立しても長続きしないだろう。CDの困難は技術的な問題ではなくて政治的なものなのだから。加えて、設立によって既存の機構を弱体化する可能性があるし、主要国の参加を得られないだろう」との趣旨を述べた<sup>6</sup>。

L.46決議案は、従来CDの唯一の権限を主張してきたイランやエジプト、<ステップ・バイ・ステップ>アプローチをとり、FMCT交渉を優先させる日本などからも賛成を得た。しかし、作業グループの優先課題を列記しないことによって、旧来の議論の蒸し返しになる余地が残された。

このL.46決議案の一方で、FMCTに関してはカナダがイニシャチブをもつ決議案「核兵器あるいは他の核爆発装置のための核分裂物質の生産を禁止する条約」(A/C.1/67/L.41)が、L.46賛成国やP5を含む圧倒的多数によって支持された。この決議ではCDにおける交渉の再活性化を追求するとともに国連事務総長に25か国から選んだ専門家(政府代表)グループの設置を求め、14年と15年に会議を開催することを要請した。したがって、

当初はFMCT先行論を相対化するための工夫という側面があったL.46が、狭義の核軍縮の促進にどのような役割を果たすのかは今後の展開を見なければならぬ。

さらに一方で、「核軍縮に関する総会ハイレベル会合」(A/C.1/67/L.19)と題する決議案も圧倒的多数で採択され、13年9月26日にハイレベル会議を開くことを決議した。決議文を読むと「核兵器の完全廃棄」を主たるテーマとしていると理解できる。L.46の作業グループの活動とこの会合が有機的結合するよう、市民社会は構想を練るべきであろう。

## 新味なく終わったNAC決議

NAC決議案(4ページ資料2に抜粋)は、賛成156、反対7、棄権4の投票で今年の第1委員会でも採択された。同決議は従来の革新的立場を維持しつつも、一般演説(本誌前号参照)で提案された「核兵器廃絶のための法的拘束力のある包括的枠組み」や「集団的安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割の低減さらには除去のための計画に関する報告」のような斬新な事項は決議案には盛り込まれなかった。

今年の決議案は、昨年に対して、前文においては次の変更が加えられた。①非核兵器地帯の重要性がより詳細に述べられた、②新START条約に関する内容がアップデートされた:米ロに対して、配備・非配備、戦略・非戦略、場所を問わず全ての核兵器の更なる削減を奨励する、③2015年NPT再検討会議準備委員会の結果を歓迎する内容がアップデートされた。主文においては核兵器国に

対して、兵器用核分裂性物質の移動や配置に関する検証を伴う多国間取り組みの前進を主導し、加速させるよう促した(8節)。一方、「核兵器の役割と重要性を低減する努力に関する報告書の提出を求める」趣旨の昨年の16節は削除された。

同決議案に対するP5の投票行動は、中国は棄権、米、ロ、英、仏は反対であった。仏が発表した投票理由説明<sup>7</sup>は以下のように要約できる。①2010年NPT再検討会議の行動計画への取り組みに対する評価が正確に反映されてない、②NPTの三本柱をバランスよく取り上げていない、③CDでのFMCTに関する交渉についての言及がない、④イランの国際的責任、それとNPTとの関係が適切に取り上げられていない、⑤核兵器国だけではなく、全ての核武装国がより安全な世界のための行動を取るべきである。一方英国は投票説明で、仏の論点に加えて、①決議案の新しい変化によって我々の共通の理解からもっと遠くなった、②NPT行動計画には全くない新しい概念が紹介されていると述べた。これらの反対理由は米にも共通するものと思われる。

(金マリア、田巻一彦、梅林宏道)<sup>10</sup>

注

- 1 「多国間軍縮交渉を前進させる」(A/C.1/66/L.21/Rev.1)。本誌387号(11年11月1日)に全訳。
- 2 次のサイトから文書番号もしくは日付で検索。  
<http://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com12/>
- 3 同上。
- 4 同上。
- 5 同上。
- 6 国連総会会議報告(12年11月6日、GA/DIS/3470)。
- 7 2と同じ。

### 【資料1】国連総会決議:「多国間核軍縮交渉を前進させる」

A/C.1/67/L.46

2012年10月19日提案、11月1日修正

提案国: オーストリア、チリ、コロンビア、コスタリカ、アイスランド、アイルランド、リヒテンシュタイン、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、ペルー、フィリピン、スロベニア、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ

総会は、

核兵器のいかなる使用もがもたらす、壊滅的な人道上の結果について深く憂慮し、

とりわけ軍縮交渉の成功は世界の人民全ての死活的な利益であり、全ての国家には軍縮交渉に参加する権利があるとの、軍縮のための最初の特別総会である国連総会第10回特別総会の宣言を想起し、

軍縮会議と軍縮委員会の役割と機能を再確認し、

また、とりわけ世界的な経済・社会開発及び国際の平和と安定に対する脅威を管理する責任は、全ての国家によって分かち合われ、多国間的に実行されねばならず、世界における最も普遍的で最も多くの国家を代表する国連が中心的役割を果たさねばならないとした、国連ミレニアム宣言を想起し、

安全保障理事会の5つの常任理事国を含む加盟国による、多国間軍縮の進展を確保するための努力と事務総長の支持を歓迎し、また事務総長による「核軍縮に関する5項目提案」に留意し、

2010年の核不拡散条約再検討会議の行動計画を含む結果を想起し、

多国間外交が、軍縮及び不拡散分野で持つ絶対的な妥当性を再確認し、軍備規制及び軍縮交渉を進展するため

必要不可欠な多国間主義を促進することを固く決意し、

国連の枠内の多国間核軍縮交渉において、10年以上具体的な成果がないことを認識し、

また、軍縮及び不拡散の問題への政治的関心の拡大、並びに多国間軍縮の促進と核兵器のない世界への前進を奨励する国際的気運の高まりを認識し、

軍縮及び不拡散という課題を高い優先順位に置いた実質的前進の重要性と緊急性を強調し、

多国間軍縮、不拡散及び軍備管理プロセスにおいて市民社会がなす貢献の重要性を認識し、

軍縮に関する審議ととりわけ勧告を行うという国連総会の機能並びに権限に関する、国際連合憲章第11条に留意し、

1. 核兵器のない世界の達成と維持の

ための多国間の核軍縮交渉を前進させるために、諸提案を作り出す目的をもって、期限を定めない作業グループを設立することを決定する。

2. また、作業グループは、2013年の利用可能な時間枠の中で、これまで確立された慣行の通り国際機関やNGOの寄与を伴って、最長15日の労働日にジュネーブにおいて召集されるこ

と、並びに可能な限り早期にその組織準備の会合を開くことを決定する。

3. 更に、作業グループは、第68回総会に、行われた議論となされた全ての提案を反映する作業報告書を提出するとともに、総会は、関連する他の議論の場の進展を考慮し、作業グループの仕事の評価することを決定する。

4. 事務総長に対し、可能な資源の範囲内で、前記作業グループの開催に必要な協力を提供し、また作業グループの報告書を軍縮会議と軍縮委員会に伝達することを要請する。

5. 第68回総会の暫定議題に「多国間核軍縮交渉を前進させる」を含めることを決定する。

(訳:ピースデポ)

## 【資料2】第67回国連総会: 新アジェンダ連合(NAC)決議 「核兵器のない世界へ: 核軍縮に関する誓約の履行を加速する」 A/C.1/67/L.13

2012年10月18日提出

ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン共同提出決議

前文(略)

1. NPTの各条項は加盟国をいかなる時もいかなる状況においても法的に拘束するものであり、すべての加盟国は、条約下の義務に対する厳格な遵守について全面的な責任を負わねばならないことを繰り返すと同時に、すべての加盟国に対し、1995年、2000年、2010年の再検討会議におけるすべての決定、決議、誓約を完全に遵守するよう求める。

2~3 (略)

4. 2010年再検討会議において、核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結末をもたらすことに対する深刻な懸念が表明されたこと、並びにすべての加盟国がいかなる時も国際人道法を含めた適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認したことを繰り返し強調する。

5~6 (略)

7. 2010年NPT再検討会議が、核兵器国による核兵器の開発及び質的改良の制限並びに最先端の新型核兵器の開発中止に対する非核兵器国の正統な関心を認識したことを強調し、この点に関して措置を講じるよう核兵器国に要請する。

8. すべての核兵器国が、2010年再検討会議最終文書の核軍縮行動計画<sup>\*</sup>に従い、それぞれの核兵器国でもはや軍事的に不要と判断された核分裂性物質の不可逆的廃棄を保証することを奨励する。また、兵器級ウランやプルトニウムといった関連物質を国際原子力機関(IAEA)の検証下に置く多

国的取り決めの策定を開始・加速し、また、そのような物質を平和目的に転換する取り決めを行うよう核兵器国に促すと同時に、すべての加盟国に対し、IAEAの文脈において、適切な核軍縮検証能力及び法的拘束力のある検証取り決めの前進を支援し、よってそのような物質が検証可能な形で軍事計画の外に恒久的に置かれることを確実にするよう求める。

9~10 (略)

11. NPTが核軍縮及び核不拡散の実現において果たす中心的役割を引き続き強調し、すべての加盟国が、NPTの普遍化のためのいかなる努力も惜しまないよう求める。またこれに関連して、インド、イスラエル及びパキスタンが非核兵器国としてすみやかに、かつ無条件にNPTに加盟し、自国のすべての核施設をIAEA保障措置の下に置くことを求める。

12 (略)

13. すべての加盟国に対し、国際的な軍縮関連機関において、多国間の文脈の中で核軍縮の大義を前進させる努力を妨害している障害を乗り越えるために力をあわせ、2010年再検討会議行動計画の中でジュネーブ軍縮会議に言及した3つの特定の勧告を即時に履行するよう促す。

14. 2010年再検討会議の行動計画の行動5に示された通り、核軍縮につながる措置の具体的進捗の加速に向けて核兵器国が以下を誓約したことを想起する。

(a) 行動計画の行動3で確認されたように、あらゆる種類の核兵器の世界的備蓄の総体的削減に速やかに向かう。  
(b) 全面的な核軍縮プロセスの不可欠な一部として、種類や場所を問わずあらゆる核兵器の問題に対処する。  
(c) あらゆる軍事及び安全保障上の概念、ドクトリン、政策における核兵器の役割と重要性をいっそう低減させる。  
(d) 核兵器の使用を防止し、究極的にその廃棄につながり、核戦争の危険を

低下させ、核兵器の不拡散と軍縮に貢献しうる政策を検討する。

(e) 国際の安定と安全を促進するような形で、核兵器システムの作戦態勢をいっそう緩和することに対する非核兵器国の正統な関心を考慮する。

(f) 核兵器の偶発的使用の危険性を低下させる。

(g) 透明性をいっそう高め、相互の信頼を向上させる。

15. 核兵器国が、2000年再検討会議の最終文書に盛り込まれた核軍縮につながる諸措置の具体的な前進を加速させるという、2010年再検討会議<sup>\*</sup>における自らの誓約を果たすことの重要性を強調する。この点に関し、核兵器国が2012年6月27日から29日にかけて、ワシントンDCで最新の進捗状況を検討するための会議を開催したことを歓迎する。また、核兵器国に対し、2014年準備委員会に実質的進展を報告するという見地から、自国の誓約の遂行を加速させるために必要なあらゆる措置を講じるよう求める。

16. 加盟国が進捗状況を定期的に監視できるような形で、核軍縮に関する誓約を履行するよう、また、報告の促進に向けて、標準化された報告様式について核兵器国が可能な限り早期に合意するよう求める。

17. いくつかの核兵器国が自国の保有核兵器、政策ならびに軍縮努力についての情報提供を行ったことを歓迎するとともに、それを実施していない核兵器国に対し、同様に情報提供を行うことを要請する。

18~19 (略)

<sup>\*</sup>印には参照すべき文書の名称等が記載されているが省略した。

(訳:長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)、協力:ピースデポ)

★全訳は、RECNA・HP参照。  
[www.recna.nagasaki-u.ac.jp/database/document/no3/2012-2/](http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/database/document/no3/2012-2/)

## (1) 英政府、投票実施に同意

英国政府とスコットランド自治政府は、2014年にスコットランドの英国からの独立の是非を問う住民投票を実施することで合意した。スコットランドには、英国が保有する唯一の核兵器である、潜水艦発射弾道ミサイル「トライデント」システムが配備されている。政権を担うスコットランド国民党は、「非核スコットランド」を目指している。しかし、「独立」の判断を下すスコットランド住民が多数派となり、それが直ちに後の非核化の開始を意味するか否かを予見することは困難だ。

12年10月15日、英国のデイビッド・キャメロン首相とスコットランドのアレックス・サモンド首相(第1大臣)らは、スコットランドの首都エジンバラで会談し、スコットランド独立の是非を問う住民投票実施のための合意文書に署名した。この「エジンバラ合意」(6ページ資料1に全訳)によって、14年末までに、住民投票が実施されることになった。

会談では、「エジンバラ合意」と併せて、住民投票の実施要項にあたる「合意覚書」と同住民投票実施のために「1998年スコットランド法」を一部改正する「政令(案)」が確認された。「合意覚書」には、住民投票の原則、時期、投票に付される設問、投票権、投票管理委員会の役割などが記されている。

1998年、スコットランド出身のトニー・ブレア首相の下で、英国議会は「1998年スコットランド法」を制定し、同法に基づき翌99年に、スコットランド政府と議会(1院制)が発足した。同法により、英国政府および議会から、スコットランド政府および議会に、憲法、外交・安全保障、国家財政、社会保障等を除く権限が移譲された。

## スコットランド国民党とトライデント

スコットランドでは、2007年の議会選挙において、「核兵器のないスコットランド」や、英国からの自主独立路線を掲げる左派政党である、スコットランド国民党(SNP。「民族党」とも訳される)が勝利し、緑の党との連立政権(以下「SNP政権」)が形成された。史上初の「非核スコットランド」を掲げた政権の誕生であった。SNP政権は、07年10月にグラスゴーで、「トライデント・サミット」を開催し、トライデント撤去を求める方針を鮮明にした。同サミットに先立ち、サモンド首相は、核不拡散条約(NPT)締約国に書簡を送り、トライデント更新計画への反対を表明するとともに、NPTにオブザーバー参加できる地位を要請した<sup>1</sup>。11年の議会選挙で、SNPは「英国か

らの独立」を大きく公約に掲げ、全129議席の過半数を占める69議席を獲得し、政権の基盤をより強固にした。

SNPは、11年選挙における政権公約(マニフェスト)において、核軍縮や福祉、教育の拡充、自然エネルギーの促進等の政策を強調し、それらの政策を実行するためには、「98年スコットランド法」の下で、英国に留保されている諸権限をスコットランドに移す「独立」が不可欠であると強調した。同マニフェストの非核政策関連部分の抜粋訳を6ページ・資料2に示す。

しかし、SNP政権は、独立が実現した場合に、ファスレーン海軍基地を中心とする関連施設からトライデント・システムを撤去するための、具体的なプロセスや時間枠、あるいは英国政府との交渉の成立可能性の見込みなどについては、明らかにしていない。

スコットランドにおける最新の世論調査<sup>2</sup>では、独立「賛成」は28%、「反対」が53%であった。この結果をみると、SNPへの支持が直ちにスコットランド独立への賛成を意味していないことが窺える。一方、「非核スコットランド」への支持は6~7割に上るとの調査結果<sup>3</sup>もある。これらの世論調査から見れば、「非核と一体となった独立」が、住民の現実的選択となるか否かについては、現段階では未知数である。

## 「非核スコットランド」の可能性

英国政府は、言うまでもなくスコットランドの独立を望んでいない。キャメロン首相は、「エジンバラ合意」の署名に際し、「スコットランドと英国にとって、今回の住民投票実施に関する合意は人々に選択肢を与える望ましい成果だ」と述べた<sup>4</sup>。この発言は、スコットランド住民は「独立を選択しない」ことへの自信の裏返しとも読み取ることができる。

12年1月、英国政府は議会に、「スコットランドの憲法上の未来」<sup>5</sup>と題した政策文書を提出し


た。キャメロン首相およびニック・クレグ副首相の署名によるこの文書には、以下のような英国政府のスコットランド独立への基本的認識が書かれている。「我々は、英国がともに有り続けることを求める」、「スコットランド国民党は、11年5月の選挙で独立住民投票をマニフェストに掲げた。英国政府は、そのことがスコットランドやその他の英国の国々にとっての利益にはならないと確信している」(同文書「要約」)。

同文書はまた、住民投票が行われる場合は、「法的にみて隙がなく」、「公正であり」、「(問題に)解決を与える」ものでなければならないとしている。これらの認識は「エンジンバラ合意」に反映されている。また「合意」に付属した「政令(案)」には、投票はシンプルな設問で、二者択一式でなければならないという要件があり、これも英国政府の意を受けて書き込まれた。

仮にトライデントをファスレーンに置いたまままでスコットランドが独立した場合、英国は世界で唯一、「戦略核を国外配備している国」となる。そのような事態は、英国政府として許容できないであろう。

一方、SNPは、10月18日の党大会において、過

去30年にわたり掲げてきた、「反NATO」の立場を変更し、独立後もNATOに留まるという方針を決定した。投票結果は、394票対365票という僅差であった。サモンド首相は、これは非核国としてNATOに留まり、核軍縮を牽引することを意味すると説明している<sup>6</sup>。

以上のように、住民投票により独立が現実のものとなるか、そして「独立」が直ちに「非核スコットランド」の実現を意味するのかについては、現段階で予見することはできない。しかしながら、スコットランド政府の「非核スコットランド」と「独立」を同時に目指す試みは、核兵器国の一角に現れた果敢な取り組みである。今後の進展を注視していきたい。(塚田晋一郎) 

注

- 1 本誌第292号(07年11月15日)。
- 2 世論調査会社TNS-BMRBによる結果。対象は18歳以上で、有効回答数995人。12年10月5日発表。
- 3 「核兵器廃絶運動(CND)」。[www.cnduk.org/campaigns/no-to-trident/opinion-polls](http://www.cnduk.org/campaigns/no-to-trident/opinion-polls)
- 4 「AFP」、12年10月16日。
- 5 [www.scotlandoffice.gov.uk/scotlandoffice/files/17779-Cm-8203.pdf](http://www.scotlandoffice.gov.uk/scotlandoffice/files/17779-Cm-8203.pdf)
- 6 「BBCニュース」、12年10月19日。

<p><b>【資料1】英国政府とスコットランド政府の間における、スコットランド独立住民投票に関する合意(全訳)</b> 2012年10月15日</p>	<p>両政府は、2014年末以前に、スコットランドの独立という単一の設問に対する住民投票を実施するという、1998年スコットランド法第30条に基づく政令を促進することに合意した。同政令は、スコットランド議会が住民投票実施のための法律を制定可能であることを明確に規定するであろう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●設問の文言</li> <li>●投票運動における資金調達の規定</li> <li>●住民投票実施のためのその他の規定</li> </ul>
<p>英国政府とスコットランド政府は、スコットランド独立住民投票の実施を確実なものとするために、協力することで合意した。</p>	<p>両政府は、住民投票は以下の要件を満たすべきであると合意した：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●法的基盤が明確であること</li> <li>●スコットランド議会により実施のための法律が制定されること</li> <li>●議会、政府、住民の信任の下で実施されること</li> <li>●公正な評決が行われ、スコットランド人民の意志が明確に表現され、そしてその結果がすべての人々から尊重され得るものであること</li> </ul> <p>同政令は、スコットランド政府が、独立住民投票のための、スコットランド議会における法律の制定を促進するためのものになるであろう。両政府は、住民投票は、最高度の公正な基準、透明性と妥当性を有し、協議と独立した専門家による助言を受けて実施されるべきであるということに合意した。住民投票法には、以下の事項が規定される：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●住民投票の実施日</li> <li>●選挙権</li> </ul>	<p>両政府による合意の詳細は、以下に示す覚書および政令案の部に記す。</p> <p>デイビッド・キャメロン英国下院議員／首相 アレックス・サモンド・スコットランド議会議員／スコットランド第1大臣 マイケル・ムーア英国下院議員／スコットランド担当大臣 ニコラ・スタージョン・スコットランド議会議員／スコットランド副第1大臣</p> <p>エンジンバラ、2012年10月15日</p> <p>(訳：ピースデポ) <a href="http://www.number10.gov.uk/wp-content/uploads/2012/10/Agreement-final-for-signing.pdf">www.number10.gov.uk/wp-content/uploads/2012/10/Agreement-final-for-signing.pdf</a></p>

<p><b>【資料2】スコットランド国民党 2011年マニフェスト(抜粋訳)</b> 2011年4月</p>	<p>であると確信しています。</p> <p><b>&lt;世界の中のスコットランド&gt;</b> <b>国際的な正義と平和</b> 私たちは、スコットランドが世界中から、平和と正義の代弁者として認識されることを望みます。私たちは、潘基文国連事務総長と、そして彼の、核兵器禁止条約を通じた、地球上の核兵器や、化学兵器、生物兵器を根絶するための努力を支持し続けます。トライデ</p>	<p>ント核ミサイルシステムとその更新計画に対する私たちの反対は強固であり続けます。スコットランドには、それらの兵器のための場所は、どこにもありません。そして私たちは、英国政府に対し、トライデントの廃棄と更新計画の中止を働きかけ続けていきます。</p> <p>(訳：ピースデポ) <a href="http://votesnp.com/campaigns/SNP_Manifesto_2011_lowRes.pdf">http://votesnp.com/campaigns/SNP_Manifesto_2011_lowRes.pdf</a></p>
--	---	---

# 知日派と呼ばれる人たち

日本のマスメディアは特定の米著名人に対して、しばしば“知日派”の誰それとして報道する。だがうっかりするとこの呼称は、一般の人たちに誤った認識を与えかねない要素を含んでいる。

“知日派”イコール“親日派”と思込ませてしまうことがあるからだ。その場合、念頭に浮かぶのがライシャワー元駐日大使であったり、現代では歴史学者のダワー・マサチューセッツ工科大学名誉教授であったりする人もいよう。ところがマスメディアのいう“知日派”の中には、上辺はいかにも日本のために思って忠告する振りをしながら、その実、あくまで米国の国益を押しつけようとするエセ親日派がまぎれ込んでいないことを忘れてはならない。

そうした代表格の人物を挙げるとすれば、つい先頃の10月22日にも来日し、官邸で野田首相と会談したほか、玄葉外相や自民党の石破幹事長と会談したアーミテージ元国務副長官(当連載エッセー[61]参照)であろう。氏に随行したのは元国務次官補を務めた現ハーバード大学のナイ教授、そして会談後にはハドリー元大統領補佐官(国家安全保障担当)も加わっている。今回は主としてアジア太平洋地域の平和と安定のために、日米同盟を有効に機能させることなどが話し合われたという。

なぜアーミテージ氏を槍玉に挙げたのか。断るまでもなく、これまで事ある毎に来日しては日本政府に圧力を掛け続けているほか、何とんでもナイ氏と共に議長を務めてまとめた「アーミテージ報告」の内容に問題があるからだ。同報告は今年8月までに3回出されている。2000年の報告では日米安全保障条約の現状を取り上げ、日本の対米協力は憲法の制約があるためにきわめて中途半端であると指摘。日本が集団的自衛権を行使できないのも、日本国憲法がその妨げになっているとして、内政干渉がましく改正を迫る論調が目を引いた。

この報告を見習ったとしか思えないの

が、米議会付属の議会調査局が11年1月にまとめた日米同盟に関する最新報告書である。ここでも日米協力の最も根本的な足かせとなっているのは、戦争を放棄して交戦権を禁じた日本国憲法の九条であると断言。集団的自衛権について、日本政府が行使できないと解釈していることが「密接な防衛協力にとっての障害」であると強調して口裏を合わせている。

07年の「アーミテージ報告」ではより突っ込んだ具体的勧告がなされている。例えばCIAによると日本の防衛費は世界でトップ5に入りはするが、GDP比では世界の134位にランクされているに過ぎない。我々は日本の防衛省と自衛隊が近代化を追求するときに、より適切な財源を獲得できることがきわめて重要だと考える(つまりもっと防衛費を増額せよとの要求)。日本は最近、日米ミサイル防衛計画への参加を考慮して、武器輸出三原則を改訂した。だが次の段階として、日本は残りの禁止事項も解除すべきである(つまり武器輸出三原則の撤廃を要求)。そして国の大きな科学技術予算の資金を、防衛関連の技術研究計画に充てることを認めるべきである。また米国と日本の政府間および軍間の関係を改善するにしがたって、我々はより密接な防衛産業間の協力も確立すべきである(つまり米軍需産業界の日本進出の権利要求)。更に我々は通信、早期警戒、諜報分野における安全保障協力のための宇宙利用を、日本の国会が議論しようとしていることに関心を持ちつつ、今後の推移を見守るつもりだ。

以上2つの報告による勧告の効果は絶大だった。日本では自民党、次いで民主党政権もズルズルと彼等の要望を受け入れ、忠実に政策の改悪実現に協力した、または協力しつつあることが明白だからだ。その意味で彼等は“親日的”知日派ではなく、日本政府の弱点を知悉の上それに付け込む“迷惑な”知日派と呼ぶべき存在に他ならない。



## 特別連載エッセー●67

つちやま ひでお  
1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去4回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの前実行委員長。2010年12月、長崎市名誉市民に。

## 被爆地の一角から

土山秀夫

(題字も)

# 日誌

2012.10.21~11.5

作成：有銘佑理、金マリア、塚田晋一郎

IAEA=国際原子力機関/ICBM=大陸間弾道ミサイル/MD=ミサイル防衛/MDA=(米)ミサイル防衛庁/NRC=(米)原子力規制委員会/PAC3=改良型パトリオットミサイル3/SCM=米韓安保協議会/UAE=アラブ首長国連邦

- 10月22日 中国海軍のミサイル駆逐艦など計3隻、沖縄近海の公海上を航行。
- 10月24日 中国、福島第1原発事故を受けて見合わせていた、15年までの原発新設計画の実施方針を発表。
- 10月24日 駐北朝鮮イラン大使、金永南北朝鮮最高人民会議常任委員長との会合で、両国の共通点を強調し関係強化を促す。
- 10月24日 米MDA、史上初となる弾道ミサイル5発の同時迎撃実験「FTI-01」を陸海空軍の共同で実施。
- 10月24日 ロシア、カプスチン・ヤール射撃場で新たな大陸間弾道ミサイルの試作機を発射し、標的命中に成功。
- 10月24日 韓米、ワシントンでSCMを開催し、「キルチェーン」システムの構築に続き、韓国型ミサイル防衛の推進にも合意。
- 10月25日 パネッタ米国防長官、北朝鮮の核実験実施の可能性は低い一方、開発中の核兵器やICBMは脅威と指摘。
- 10月26日 北朝鮮、国連総会で宇宙開発は国際法に基づいた合法的な権利であり、今後も必要な実用衛星を打ち上げると演説。
- 10月29日 韓国国防部、PAC3の新規導入よりも、PAC2をPAC3システムに改良することを優先的に検討するとの計画を発表。
- 10月29日 イラン、国産無人機「アイユーブ」がイスラエル核施設の撮影に成功と発表。
- 10月29日 潘国連事務総長、「ソウル平和賞」を受賞。「核兵器が安全を確保するもの」と考えるべきではないと訴える。
- 10月30日 NRC、ハリケーン「サンディ」の影響でニューヨーク周辺原発3基を運転停止、1基を「警戒モード」に設定。
- 11月1日 米無人偵察機1機、ペルシャ湾でイラン軍機から攻撃を受ける。イラン国外の公海上空では初めて。

販売開始!

## 「核軍縮・平和2012」 —市民と自治体のために

監修：梅林宏道 / 発行：NPO法人ピースデポ / 発売元：高文研 / A5判336頁

会員価格1500円 / 一般価格1800円 (ともに+送料)

【特集】2010年NPT再検討会議合意の履行

【特別記事】国連と人道アプローチによる核軍縮  
米国の新国防戦略とアジア太平洋、日本

□ 46のキーワード □ 45の一次資料

★ご注文は、同封のチラシ、またはメール・FAXで★



- 11月1日 湯崎広島県知事、ジュネーブでの記者会見で、原発推進への「中立」を示し、核兵器とは分けて考えねばならないと発言。
  - 11月2日 英国防省、UAEに空軍のユーロファイター・タイフーン戦闘機部隊の配備を検討していることを明らかに。
  - 11月5日付 日米両政府が防衛指針改定の事務レベル協議を年内開始方針と判明。
  - 11月5日 北朝鮮、国連総会で、同国は完全な核保有国であり、IAEAは朝鮮半島の核問題に介入する権利はないと演説。
  - 11月5日 韓国、南西部の霊光原発5・6号機を緊急停止。部品の供給業者による保証書の9年間にわたる偽造の判明のため。
- 沖縄
- 10月22日 県議会、米兵集団女性暴行致傷事件の抗議決議・意見書を可決。すべての在沖米軍基地の「返還促進」を初めて要求。
  - 10月22日 オスプレイ、初の貨物つり下げ訓練。伊江島補助飛行場で実施。
  - 10月23日 仲井真知事、米国防務省でキャンベル国務次官補、リッパート国防次官補と会談。オスプレイ配備見直しを直訴。
  - 10月23日 クロイド在日米海軍司令官、集団女性暴行致傷事件で謝罪。
  - 10月23日 米ワシントンで県主催の普天間飛行場移設問題シンポジウム。仲井真知事、「県外移設」の必要性訴える。
  - 10月23日 オスプレイ2機、初の夜間訓練実施。本島全域を飛行。宜野湾市上大謝名地区で21時に92dBの騒音を測定。
  - 10月24日 沖縄戦被害者国家賠償訴訟第1回弁論。原告が意見陳述。国は請求棄却求める。
  - 10月26日 森本防衛相、オスプレイは「日米合意に沿って訓練実施している」と述べる。
  - 10月26日付 09~11年度に沖縄防衛局管轄内で起きた米軍人・軍属の事件・事故数、全国最多。年平均150件超。
  - 10月29日 オスプレイ、キャンプ・シュワブやブルービーチの着陸帯でつり下げ訓練。
  - 10月30日 オスプレイ2機、夜間訓練。夜10時以降に普天間帰還の騒音防止協定違反。
  - 10月31日 米兵集団女性暴行致傷事件に抗議し、オスプレイ配備撤回を求める沖縄市民大会開催。1400人が参加。22日以降、西原町、中城村、読谷村、北中城村でも反対大会。
  - 10月31日 オスプレイ配備から1か月。宜野湾市では最大97.3dBの騒音測定。低周波音も基準値超。伊江島では発着364回。
  - 11月1日 県収用委員会、第1回公開審理。県内米軍16施設の一部土地強制使用手続きに関して。地主側は契約拒否の意向。
  - 11月1日 オスプレイ1機、整備中にエンジン部分から白煙。
  - 11月2日 読谷村で酒に酔った米兵が民家に侵入し、室内にいた男子中学生を殴打。
  - 11月2日 藤村官房長官、米兵中学生傷害事件を受け「起訴前の身柄引き渡しを要請する必要はない」と発言。
  - 11月3日 沖縄防衛局、午後10時以降のオスプレイ飛行は「運用上の所要によるもの」で協定違反ではないとの認識示す。
  - 11月5日 県警、米兵中学生傷害事件の容疑者を逮捕せず。「凶悪事件」でないとの見解。
  - 11月5日 12年度日米共同統合演習開始。自衛隊約3万7400人、米軍約1万人が参加。キャンプ・ハンセンでの共同訓練を初実施。
  - 11月5日 県警、米兵集団女性暴行致傷事件で容疑者の米兵1人を強盗容疑で追送検。

### 今号の略語

- CD=ジュネーブ軍縮会議
- FMCT=兵器用核分裂性物質生産禁止条約
- NAC=新アジェンダ連合
- NSA=消極的安全保証
- PAROS=宇宙における軍備競争の防止
- SNP=スコットランド国民党
- UNDC=国連軍縮委員会

### 核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

#### アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp に

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo!グループのMLに移りました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

## ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>

塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、金マリア<maria@peacedepot.org>、吉田遠<farawayalongway@yahoo.co.jp>

### 宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁)：会員の方に付いています。
- 「(定)」：会員以外の定期購読者の方。
- 「今号で誌代切れ、継続願います。」：誌代切れ、継続願います。
- 「入会または定期購読の更新をお願いします。」：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

金マリア(ピースデポ)、田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、有銘佑理、塚田夢笙、津留佐和子、福井拓也、土山秀夫、梅林宏道